

国港総第507号
国港技第29号
平成21年9月18日

各地方整備局 総務部総括調整官
港湾空港部長 あて

国土交通省港湾局 総務課長
技術企画課長

「ユニットプライス型積算方式の試行について」の一部改正について

「ユニットプライス型積算方式の試行について」（平成17年11月18日付け国港総第338号、国港建第160号）の別添「ユニットプライス型積算方式試行実施要領」の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

表題中「ユニットプライス型積算方式試行実施要領【ブロック製作】」を「ユニットプライス型積算方式試行実施要領【ブロック製作編】」に改める。

第2中「（消波工/消波ブロック製作、捨ブロック工/捨ブロック製作および被覆ブロック/被覆ブロック製作を除く）」を削る。

第3.2. の記載例中「次の各号に掲げる損害につき、」を「次に掲げる損害につき、」に改める。

第3.2. 3) の記載例を次のように改める。

（記載例）

ユニットプライス型積算方式の試行について

（目的）

1. 本工事は、発注者がユニットプライス（請負代金の総額を構成する基本区分（以下「ユニット区分」という。）毎のデータベース化された単価をいう。）を用いて積算を行うものであり、積算価格の的確性・市場性の向上、工事目的物と価格との関係の明確化、契約上の協議の円滑化、請負者の有する技術力の活用促進、積算業務の合理化等を図ることを目指す「ユニットプライス型積算方式」の試行工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、別添「ユニットプライス型積算方式試行実施要領【ブロック製作編】」に基づき行うものとする。

(ユニットプライス規定集[試用](案)【ブロック製作編】)

2. 別添「ユニットプライス規定集[試用](案)【ブロック製作編】」は、ユニット区分毎の単価の協議を円滑に行うため、ユニット区分毎の積算条件を規定したものである。

(共通仕様書 1 - 1 - 4 の適用)

3. 共通仕様書 1 - 1 - 4 の規定のうち「請負代金内訳書」は「ユニット請負代金内訳書」に読み替えるものとする。

(合意単価の公表)

4. 発注者・請負者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。

第3.3中「「ユニットプライス型積算基準[試用]【ブロック製作】」」を「「ユニットプライス型積算基準[試用](案)【ブロック製作編】」」に改める。

第3.5を次のように改める。

工事請負契約書締結直後の単価協議・合意は、工事請負契約書第3条第1項及び第3項の規定に基づき実施する(2.1)の契約書記載例参照)のほか、以下の手続により実施するものとする。

* 契約締結後速やかに、請負者に別記様式1を参考としたユニット請負代金内訳書の様式を配布する。

* ユニット区分毎の単価の協議(以下「単価協議」という。)は、請負者が提出した「ユニット請負代金内訳書」と発注者が「ユニットプライス型積算基準[試用](案)【ブロック製作編】」に基づき積算した資料に基づき行う。

* 単価協議が成立した場合、別記様式2を参考とした単価合意書を締結する。また、単価合意書を締結する際には別記様式3を参考とした「単価表」を作成するものとする。

* 単価合意書の締結後、当該単価合意書を速やかに公表するものとする。この場合においては、公表は閲覧に供することにより行うものとする。

第3.6中「「ユニットプライス型積算基準[試用]【ブロック製作】」」を「「ユニットプライス型積算基準[試用](案)【ブロック製作編】」」に改める。

附則

この通知は、平成21年9月18日から施行する。